

1 [民事系科目]

2
3 [第1問] (配点：100〔[設問1]、[設問2]及び[設問3]の配点は、35：25：40〕)

4 次の文章を読んで、後記の〔設問1〕、〔設問2〕及び〔設問3〕に答えなさい。

5 なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行され
6 ている法令に基づいて答えなさい。

7
8 I

9 【事実】

- 10 1. 令和2年4月10日、Aが所有する工作機械甲が盗まれ、行方不明となった。
- 11 2. 令和2年4月25日、土木業を営むBは、空き地に放置されている甲を発見し、所有者が
12 廃棄したものだろうと考えて、甲を持ち帰った。
- 13 3. 令和2年5月1日、Bは、Cとの間で、期間を6か月間として甲を無償で貸す契約を締結
14 し、同日、甲をCに引き渡した。Cは、その際、【事実】1及び2を知らなかった。
- 15 4. 令和2年5月15日、Bは、弁済期が到来していたDに対する借入金債務の弁済に代えて、
16 甲をCに貸与したままDに譲渡した。その際、Bは、Dに「甲は中古機械の販売業者から買
17 った。」と虚偽の説明をした。また、甲に所有者を示すプレート等はなく、他に不審な点もな
18 かったので、Dは、Bの説明を信じた。同日、Bは、Cに対して、甲をDに譲渡したので、
19 以後はDのために占有し、同年11月1日に甲をDに返却するよう指示し、Dは、このよう
20 な方法によりBから甲の引渡しを受けることを了承した。
- 21 5. Aは、Cが甲を使用している事実を知り、令和2年10月15日、Cに対して【事実】1
22 の経緯を説明し、甲の返還を求める(以下「請求1」という。)とともに、同年5月1日から
23 甲がAに返還されるまでの間の使用料相当額の支払を求めた(以下「請求2」という。)とこ
24 ころ、Cは、自分は、㉞甲の所有権を取得したDから甲を借りていると主張して、Aの請求に
25 応じない。これに対して、Aは、㉟BからDへの譲渡後もCが甲を現実支配する状態に変わ
26 りがない以上、Dは甲の所有権を取得したとはいえず、㉟いずれにせよ【事実】1に照ら
27 すと、CはAの請求に応じるべきであると反論した。

28
29 [設問1]

30 【事実】1から5までを前提として、次の問いに答えなさい。

31 下線部㉞におけるCの主張並びに下線部㉟及び㊱におけるAの主張の根拠を明らかにし、これ
32 らの主張の可否を検討した上で、請求1及び請求2の可否について論じなさい。なお、不法行為
33 に基づく構成について検討する必要はない。

34
35 II 【事実】1から5までに加え、以下の【事実】6から14までの経緯があった。

36 【事実】

- 37 6. Aは、個人で事業を営んでいたところ、従業員の技能の向上のため、毎年11月に実施され
38 る業界の技能検定試験である「〇〇検定1級」(以下「乙検定」という。)に従業員を合格させ
39 る方針を打ち出した。そこで、Aは、乙検定の高い合格実績をうたって通学講座を開設してい
40 るEに対して、Aの従業員専用の出張講座の開設を依頼した。A及びEは、令和3年5月10
41 日、Eが、同年6月から10月までの5か月間、Aの事業所にて出張講座を開設し、週4日、
42 授業を行うこと、Aが、月額報酬60万円、及び同年の乙検定の合格者数に応じた成功報酬を
43 支払うことを合意した(以下「契約①」という。)。なお、月額60万円は、Eの他の出張講座
44 よりも高額であった。
- 45 7. Eは、契約①の出張講座(以下「本件講座」という。)に専念するため、新たな出張講座の依

- 46 頼は受けないこととし、また、通学講座のための代替の講師を手配し、これらをAに伝えた。
47 8. Aの従業員で、乙検定の合格レベルの技能を有しない30名が本件講座を受講することにな
48 った。滑り出しは順調であり、開講から1か月後に実施された模擬試験では、受講生の技能は
49 顕著な伸びを見せた。
50 9. ところが、Eが本件講座の受講生に求める課題の量が膨大で、受講生の大半が汲々としてお
51 り、引き続き技能を伸ばす受講生が相当数いた反面で、課題の不提出についてEに叱責される
52 などしたため、止めたいと言いつつ受講生も現れた。令和3年8月6日、Aは、Eに対し善処
53 を求めたが、Eから「こちらはプロなのだから任せてほしい。」と言われた。Aは、Eの態度に
54 失望し、「このままの状況が続くようであれば同年8月末で本件講座を取りやめることも考え
55 る。」と伝えた。
56 10. Eはその指導方法を維持したまま、令和3年8月31日となった。この時点で、本件講座に
57 継続して出席している受講生は20名となっていた。Aは、同日、Eに対し、契約①を解除す
58 る旨の意思表示をし、これによって本件講座は閉鎖された。
59 11. Eは、令和3年9月及び10月に【事実】7により手配した講師の報酬として合計40万円
60 を支出した。また、Eは、同年10月に別の企業において2週間の出張講座を行い、その報酬
61 として15万円を得た。
62 12. 本件講座の閉鎖後、受講生30名は、全員が、Aから費用の補助を受けて他者の開設する通
63 学講座を受講して、令和3年11月、乙検定を受験し、その6割である18名が合格した。乙
64 検定の当年の全体の合格率は4割であり、Eの通学講座の受講生の合格率は6割程度であった。
65 13. Aは、令和3年8月分以降の月額報酬等の支払をしていない。
66 14. Eは、令和3年12月、Aに対し、同年8月分の月額報酬60万円の支払を求める（以下「請
67 求3」という。）とともに、同年9月及び10月に関する損害賠償金120万円（【事実】11で
68 支出した40万円を含む。）の支払を求め（以下「請求4」という。）、更に、乙検定の合格者数
69 に応じた成功報酬の支払も求めた。
70 これに対し、Aは、【事実】9及び10の経緯などを指摘して支払を拒絶した。

71

72 【設問2】

- 73 【事実】6から14までを前提として、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。
74 (1) 契約①によるEの債務の内容及び契約①の性質を、理由を示して明らかにしなさい。
75 (2) (1)における契約①の性質を踏まえて、請求3及び請求4の可否について、Aの反論を考慮し
76 つつ、論じなさい。

77

78 III 【事実】1から14までに加え、以下の【事実】15から21までの経緯があった。

79 【事実】

- 80 15. Aには、子F及びGがいた。Fは、長らくAとの交流を断っていた。
81 16. 令和4年3月、Aは、難病を発症した妻の治療費を捻出するため、友人であるHに500万
82 円の借入れを懇請したところ、Hは、Gが連帯保証をすることを条件にこれに応じた。同年4
83 月1日、Hは、Aとの間で、弁済期を令和10年4月1日としてAに500万円を貸し付ける
84 旨の契約（以下「契約②」という。）を、またGとの間で、契約②に基づくAの借入金債務（以
85 下「本件債務」という。）につきGが連帯保証をする旨の契約を、それぞれ書面により締結し、
86 令和4年4月2日、契約②に基づき500万円をAに交付した。
87 17. Aは、更なる治療費の支出に備えて、令和4年8月9日、Hに対して自己所有の絵画丙を1
88 00万円で購入してほしいと頼んだ。
89 18. 令和4年8月15日、HとAとの間で、Hが同月31日までに代金100万円を支払うこと
90 等を内容とする丙の売買契約が締結され、丙がAからHに引き渡された。

- 91 19. 一方、【事実】17からAの資力に不安を感じたHは、Gに対して、本件債務について連帯保
92 証人をもう一人増やしてほしいと告げた。そこで、GがFに依頼した結果、令和4年8月22
93 日、FとHとの間で、Aに知らせないまま、本件債務をFが連帯保証する旨の契約（以下「契
94 約③」という。）が書面により締結された。なお、FG間の内部的負担割合に関する合意はない。
95 20. 令和10年6月20日、Aは、Hに対して本件債務の弁済の猶予を求める書面を送付したが、
96 Fはこの事実を知らなかった。
97 21. 令和15年5月10日、Hは、契約③に基づき、Fに対して500万円の支払を求めた（以
98 下「請求5」という。）。

99

100 【設問3】

101 【事実】15から21までを前提として、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- 102 (1) Hは丙の売買代金を全くAに支払っていないものとする。この場合、Fは、令和15年5月1
103 1日の時点で、Hに対して500万円全額又は丙の売買代金100万円分につき支払を拒むこと
104 ができるか。
- 105 (2) Hは丙の売買代金全額を期日までにAに支払っていたとする。令和15年5月11日、請求5
106 につきFとHが話し合い、FがHに300万円を支払い、Hはその余の支払を免除した。この場
107 合、Fは、A及びGに対して各々求償をすることができるか。また、求償をすることができる
108 すれば、その額は各々いくらか。

[参考答案]

1 設問 1

2 1. 請求 1

3 (1) 請求 1 の訴訟物は、甲の所有権に基づく返還請求権である。㊦に
4 おける C の主張は、D の即時取得（民法 192 条）を理由とする所有
5 権喪失の抗弁である。

6 ア. D は、「動産」甲について、「取引行為」である売買契約により、
7 「平穩」「公然」と、B の使用借主（593 条）である占有「代理人」
8 C に対する指示と D の承諾に基づく指図による占有移転（184 条）
9 の方法により、引き渡しを受けている。A は、㊧として、指図に
10 よる占有移転では「占有を始めた」とはいえないと主張する。

11 即時取得は、占有取得者が前主の占有を信頼して取引により占
12 有を取得したことを根拠として、占有取得者を保護するために同
13 人による権利取得を認める制度である。そこで、「占有を始めた」
14 というためには、一般外観上従来 of 占有状態に変更を生ずる形態
15 で占有を取得したことが必要であると解する。

16 B は、使用貸借契約に基づく引渡しにより甲の現実的支配の移
17 転を受けた C に対して指示をすることで、甲の占有を D に移転し
18 ている。このように、D への占有移転の過程に甲の現実的支配を
19 有する第三者 C が介在しているため、D が一般外観上従来 of 占有
20 状態に変更を生ずる形態で甲の占有を取得したといえる。したが
21 って、D が甲の「占有を始めた」といえる。

22 ウ. 即時取得における「善意」とは前主を権利者であること信じた
23 こと、「過失がない」とは調査確認義務違反がないことを意味する。

1 Dは、甲に所有者を示すプレート等はなく、他に不審な点もな
2 かったため、Bによる「甲は中古機械の販売業者から買った」と
3 いう虚偽の説明を信じている。したがって、Dは、Bを甲の所有
4 者であると信じていたといえ、「善意」である。しかも、Bが甲の
5 所有者であることについて不審な点もなかったため、不審事由の
6 存在を前提とする調査確認義務は発生しない。したがって、Dに
7 は調査確認義務違反がないから、「過失」もない。

8 よって、Dは192条の要件を満たす。

9 (2) Aは、再抗弁として、「盗品」甲については、「盗難の時」から約
10 6か月しか経過していない同年10月15日の時点では、193条の適
11 用により即時取得の成立が猶予されているから、甲の所有権はAに
12 帰属したままであると主張する。これが㊦におけるAの主張である。

13 盗品等についてはいったん占有取得者に所有権が移転し、193条
14 に基づく回復請求により被害者等に所有権が戻ると理解すると、法
15 律関係が複雑になる。そこで、「盗難又は遺失の時から2年間」は、
16 即時取得の成立が猶予され、盗品・遺失物の所有権は被害者等に帰
17 属したままであると解すべきである。

18 したがって、甲の所有権はAに帰属したままである。

19 (3) よって、請求1が認められる。

20 2. 請求2

21 (1) 189条1項・190条は、他人が物を無権限で占有している場合に
22 おける物の「果実」の返還について、不当利得の一般規定(703条、
23 704条)の特則として適用される規定である。そして、「果実」と物

1 の使用利益とは異なるものであるものの、元物の使用価値である使
2 用利益は、元物使用の対価としての法定果実と共通するところがあ
3 るから、法定果実と同視できる。そこで、使用利益の返還にも 189
4 条 1 項・190 条が類推適用されると解する。

5 したがって、請求 2 の根拠は 189 条 1 項・190 条である。

6 (2) 189 条 1 項の「善意」とは果実収取権を含む本権を有すると信じ
7 ていたことを意味し、これに対応して、190 条 1 項の「悪意」とは
8 果実収取権を含む本権を有すると信じていなかったことを意味する。

9 C は、令和 2 年 5 月 1 日、B から使用貸借契約に基づいて甲の引
10 渡しを受けた際、B が甲の所有者ではないことを基礎づける【事実】
11 1 及び 2 を知らなかった。このことに、甲に所有者を示すプレート
12 等はなく、他に不審な点もなかったことも踏まえると、C は、B が
13 甲の所有者であることを信じていたといえる。したがって、C が令
14 和 2 年 5 月 1 日から「悪意」であったとはいえない。また、それ以
15 降、C が「悪意」に転じたといえる事情もない。

16 (3) よって、請求 2 は、その一部においても認められない。

17 設問 2 (1)

18 1. 契約①による E の債務の内容は、契約①の性質によって異なる。

19 A は、E の通学講座における乙検定の合格実績の高さに着目してい
20 たにもかかわらず、合格者数に応じた成果型報酬だけでなく、月額 60
21 万円という役務提供の対価としての報酬も定める内容の契約を締結
22 している。ここから、A 及び E は、契約①について、役務提供の成果
23 と報酬とが対価関係に立つ請負契約 (632 条) ではなく、役務提供自

1 体が「債務の本旨」の内容をなす準委任契約（655条、643条）とし
2 て締結していると考えられる。そして、契約①では、報酬に関する定
3 めもあるから、有償（648条1項）での準委任契約となる。

4 2. そうすると、Eの債務の内容は、契約①の本旨に従って善良な管理
5 者の注意をもって本件講座を開設して授業を行うことであり（事務処
6 理義務、644条）、その一環として授業方法についてAから指示を受
7 けた場合にはそれに従うことも含まれる。

8 さらに、Eが乙検定の合格実績の高さをうたって通学講座を開講し
9 ていたことと、Aがそこに着目してEに依頼をしていることから、E
10 の通学講座の受講者全体の合格率を維持できるくらいの水準の授業
11 を行うことまでも、上記の事務処理義務として要求されると解される。

12 設問2（2）

13 1. 請求3

14 Aは、「債務の本旨」に従った事務処理義務の履行がないとの理由か
15 ら、報酬後払原則（648条2項本文）を根拠として支払を拒絶する。

16 AがEに善処要求をした8月6日以降、Eは、事務処理義務の内容
17 として、善処要求に従って改善された授業を行う義務を負う。にもか
18 かわらず、Eは善処要求を無視してこれまで通りの授業を継続したの
19 だから、「債務の本旨」に従った事務処理義務の履行がない。

20 また、Eが本件講座の受講生に求める課題が膨大で、受講生の大半
21 が汲々としており、課題の不提出についてEに叱責されるなどしたた
22 め、止めたいと言い出す受講生も現れた。このことに、令和3年8月
23 31日の時点で本件講座に継続して出席している受講生が30名から20

1 名まで減っていたことも踏まえると、Eの授業は、事務処理義務の本
2 旨として要求される前記の水準に達していない。したがって、8月5
3 日までの間も、「債務の本旨」に従った事務処理義務の履行がない。
4 よって、Aは、全額の支払いを拒むことができる。

5 2. 請求4

6 (1) Eは、令和3年8月31日におけるAからの解除は任意解除権
7 (651条)の行使によるものだと主張して、651条2項本文に基づ
8 く損害賠償請求権として損害賠償金120万円の支払いを求めている。

9 これに対し、Aは、上記解除は541条本文に基づく債務不履行解
10 除であったと反論する。

11 (2) 前記の通り、Eが事務処理義務という「債務を履行しない場合」
12 に当たる。同年8月6日、AはEに対して、善処を求めるとともに、
13 このままの状況が続くなら同年8月末で本件講座を取りやめること
14 も考えると伝えることで、「相当の期間の定めて…履行の催告をし」
15 た。その後も、Eが指導方法を改善しないまま同年8月31日が到
16 来したから、「相当…期間内に履行がない」ともいえる(541条本文)。

17 (3) Eの授業の水準が継続して授業に出席している受講生が30名か
18 ら20名にまで減るほど問題のあるものだったことと、EがAから
19 の善処要求を検討しないで無視していることから、Eの債務不履行
20 が「軽微」であるとはいえない(541条但書)。

21 (4) Eの債務不履行が「債権者」Aの「責めに帰すべき事由による」
22 ともいえないから(543条)、債務不履行解除の要件を満たす。

23 (5) よって、Aの反論が認められるから、Eの請求4は認められない。

1 設問3 (1)

2 1. 500万円全額の支払拒絶

3 (1) Fは、457条2項に基づき、「保証人」(145条)として、本件債
4 務が5年の消滅時効(166条1項1号)により消滅したと主張する。

5 本件債務の弁済期は契約②の当事者であるHが当初から知って
6 いるため、本件債務の弁済期である令和10年4月1日が「債権者
7 が権利を行使することができることを知った時」に当たる。令和15
8 年5月11日の時点で、主観的起算点から「5年」が経過している。

9 しかし、令和10年6月20日、AがHに対して本件債務の弁済猶
10 予を求める書面を送付したという「権利の承認」(152条1項)によ
11 り、消滅時効について更新が生じた。「承認」の時点から5年が経過
12 していないから、本件債務の消滅時効は完成していない。

13 したがって、(1)の消滅時効の抗弁は認められない。

14 (2) Fは、保証債務自体の消滅時効も主張することが考えられる。

15 しかし、Aの「承認」による消滅時効の更新の効力はFの保証債
16 務にも及ぶ(457条1項)から、Aの承認から5年を経過していな
17 い令和15年11日の時点では、保証債務の消滅時効(166条1項1
18 号)も完成していない。したがって、(2)の抗弁も認められない。

19 (3) よって、Fは、500万円全額の支払いを拒絶することはできない。

20 2. 100万円分の支払拒絶

21 (1) Fは、457条3項に基づき、AのHに対する売買代金債権100万
22 円を自働債権とする相殺の抗弁(505条1項本文)を主張する。H
23 は、再抗弁として、売買代金債権の消滅時効を主張する。

1 (2) 売買代金債権の弁済期は契約当事者である A が当初から知ってい
2 るため、弁済期である令和 4 年 8 月 31 日が「債権者が権利を行使
3 することができることを知った時」に当たる。そうすると、令和 9
4 年 8 月 31 日、主観的起算点から「5 年」の消滅時効が完成する。

5 (3) そこで F は、508 条の適用を主張する。本件債務の弁済期が到来
6 して相殺適状に達した令和 10 年 4 月 1 日より前に売買代金債権
7 の消滅時効が完成しているものの、時効援用権の行使によりはじめ
8 て時効による権利の得喪が生じると解されているため、相殺適状時
9 までに消滅時効の援用がなかった本問では、「債権がその消滅以前に
10 相殺に適するようになっていた」といえるのではないか。

11 ア. 508 条の趣旨は、消滅時効完成以前に相殺適状にあった債権は
12 当然に相殺されたであろうという相殺の期待を保護することに
13 ある。そこで、「債権がその消滅以前に相殺に適するようになって
14 いた」というためには、自働債権の消滅時効の完成以前に相殺適
15 状にあったことが必要であると解する。

16 イ. 相殺適状が認められるためには両債権の弁済期到来が必要であ
17 るところ、弁済猶予の利益と相殺による受働債権の遡及的消滅
18 (506 条 2 項) の利益とを二重に享受すること許すべきではない
19 から、期限の利益の放棄又は喪失等により受働債権の弁済期が現
20 実に到来していなければ相殺適状には至らないと解する。

21 ウ. 売買代金債権の消滅時効完成までに、A が期限の利益を放棄又
22 は喪失することにより本件債務の弁済期が現実に到来していな
23 かった以上、売買代金債権の消滅時効完成以前に両債権の弁済期

1 到来により相殺適状にあったとはいえない。

2 したがって「債権がその消滅以前に相殺に適するようになって
3 いた」とはいえないから、508条の適用は認められない。

4 (4) によって、Hの再抗弁が認められるから、Aは100万円分につき支
5 払を拒絶することもできない。

6 設問3(2)

7 1. 無委託保証人であるHは、Aに対して、462条1項・459条の2第
8 1項に基づき求償権を行使する。

9 Aには、本件債務の消滅時効の抗弁も、売買代金債権を自働債権と
10 する相殺の抗弁も認められない。したがって、Fによる300万円の弁
11 済により「主たる債務者がその当時利益を受けた」のは、300万円全
12 額分である。よって、FはAに対し、300万円の範囲で求償できる。

13 2. 連帯保証人には分別の利益がないから、連帯保証人間の求償権には
14 465条1項の適用により442条ないし444条が準用される。そこで、
15 FはGに対し、465条1項・442条1項に基づき求償権を行使する。

16 Fは、300万円の弁済という「自己の財産をもって」する債務消滅
17 行為によって「共同の免責を得」ている(442条1項)。他方で、Hか
18 らの債務免除は、「自己の財産をもって共同の免責を得た」という要件
19 を満たさない。

20 FG間では内部的負担割合に関する合意がないため、FG各自の内部
21 的負担割合はそれぞれ2分の1ずつとなる。

22 したがって、FはGに対し、300万円のうちGの「負担部分に応じ
23 た額」である150万円についてのみ、求償することができる。 以上